

建設業者提出書類の閲覧について

建設業法第13条の規定により、建設業者が提出した書類は、公衆の閲覧に供されております。三重県では、この規定に基づく閲覧所を下記のとおり設置しております。

1 閲覧場所

県土整備部建設業課

三重県庁5階(津市広明町13番地)

2 閲覧日及び時間

火曜日～金曜日(祝日等の閉庁日は除きます。)の

9:00～12:00 及び13:00～16:30

※ 月曜日が祝日の場合は、翌日の火曜日が閉鎖日となります。

※ 閲覧書類の整理等のため、閲覧時間を短縮したり、臨時休日を設けたりすることがあります。その場合は、閲覧所及びホームページに掲示します。

3 閲覧書類

三重県知事許可業者

※ 三重県内に本店を有する国土交通大臣許可業者の提出書類については、平成27年4月1日より中部地方整備局においてのみ閲覧可能となりました。

4 問合せ先

三重県 県土整備部 建設業課 建設業班

電話:059-224-2660 / ファックス: 059-224-3290 / E-mail: kengyo@pref.mie.jp